

# 私的所有制度の起源

——ルーマンの社会システム理論による再定式——

森 田 雅 憲

- I はじめに
- II 社会システム理論の基本構成
- III 私的所有制度の創発
- IV むすびにかえて：ルーマンの所有権論

## I はじめに

筆者は拙稿（2014）において、ハイエクの自生的秩序論によりながら私的所有制度の成立を論じた。また拙稿（2015）において、ハイエクの自生的秩序論をルーマンの社会システム論と対比した。本稿は、それら二つの論文に基づき、私的所有制度の成立を社会システム理論の言葉で記述しなおそうとするものである。

ハイエクは、不完全な知識しか持たない行為者が利得を自らにもたらすルールを学習し、それにしたがって行動することで、秩序すなわち制度一般の成立を進化論的過程として描写した。一方ルーマンは、コミュニケーションが選択的に接続されることで複雑性が縮減され、環境とシステムの差異が観察可能となっている状態をオートポエティック（自己産出的）な秩序として描写した。ハイエクの自生的秩序論は現象空間での議論であり、ルーマンの社会システム理論は主として機能空間での議論であるので、両者は、本質的には異なる次元にある理論であるが、彼らの社会を論じる構え、つまりなんらかのア・プリオリな価値や規範あるいは「構造」などによらずに社会秩序や制度を説明しようとしているという点では通底している。もちろん、ハイエクには消極的自由主義というア・プリオリな政治的価値が議論の土台に置かれているが、拙著（2009）で試みたとおり、自生的秩序論そのものは記述的理論として再構成可能であり、その限りでは両者に架橋することは不可能ではない。そのような視座から、本稿では、言語とともに社会のもっとも基底にある私的所有制度が生まれる理路を、ルーマンの社会システム論によりながら再論する。以下の主要な議論は、拙稿（2014）で展開したものを社会システム理論の言葉で表現しなおしたものであり、所有権成立に関して新たな知見が得られているわけではないことを、最初に断っておきたい。

ルーマンは社会システムの分析レベルを相互作用・組織・全体社会の3類型に分けて

いる。以下の各節ではこの類型に従い、相互作用状態から組織が派生し、そして全体社会へと至る進化的プロセスとして、私的所有制度の成立を論じる。

## II 社会システム理論と本稿のアプローチ

ルーマン自身、所有権に関する議論を展開しているが、こと起源に限っては、明確な理論を展開していないようである<sup>1</sup>。これは、そもそも彼が、「支払い」という「単位行為」によって経済システムを定義しているからであり、そこにはすでに貨幣的交換が前提にされている。したがって、貨幣経済になる以前の未分化の経済活動が視野の外に置かれざるをえないという事情があるからだ<sup>2</sup>。

それはそれとして、ルーマンの所有の起源に触れた議論としては、筆者の管見では、Luhmann (1988) の稀少性問題を扱った第6章、1988年に京都で開催されたシンポジウムの討議資料「所有権の起源とその正当性－歴史的概観－」(河上編 (1991) 所収)、そして Luhmann (1993) の「法の進化」と題された第6章がある。

Luhmann (1988) においてルーマンは「経済に合った、象徴的に一般化したコミュニケーション・メディア (いかにそれがなお具体的な事物に結び付いているにせよ) が成立してはじめて、経済システム内での差異を含む分配の結果として稀少性が発生する。・・・所有は、稀少な (稀少とみなされ、そのことを通じて稀少となる) 量の占取が持てる者ないし持たざる者という立場を凝縮するばあい<sup>3</sup>に生じる」と述べている。言い換えれば、ルーマンにおいては、人びとの間で富の多寡についての観念が生まれ、それが記号化することによって稀少性が生み出されるとともに、富の占有状態の不均等性が固定化され、やがては「所有」という観念が生み出されると捉えられている<sup>4</sup>。

しかしここで、何らかのメディアに媒介される「コミュニケーション」とは何を意味するのであろうか。おそらく、その前後の文脈から有用財の贈与や再分配を意味するのではないかと推測されるが、贈与や再分配は合意による占有状態の変更であり、譲渡に他ならない<sup>5</sup>。これは、ルーマン的に表現するなら、占有／非占有状態がその反復によっ

1 所有権の本質に関する彼の所説については、IV節で簡単に触れる。

2 ルーマン自身、経済は「進化を通して成立する環状に構成されたシステムであって、そこではシステムの機能の仕方を説明しようとするばあいに起源を問うたり外的な原因を問うても意味がない」(Luhmann (1988), 訳 p.96) と述べている。

3 Luhmann (1988), 訳 p.187. ここで「凝縮」とはスペンサー＝ブラウンが『形式の法則』(大澤・宮台 訳, 1987年)で提唱した概念であり、ある差異(区別)が反復されることで再使用可能なコードになること。訳書では「圧縮」となっている。

4 同書ではそれ以外にも「大規模所有および政治的に力のある家計へと拡大するにつれて、そこから再分配経済が生じると考えられるが、最初の貨幣鑄造が現れたのもおそらくこの再分配経済に負っているであろう」(Luhmann (1988), 訳 p.203) と述べられている。

5 いうまでもないが、本稿で一括して「行為者」に含めている血縁小集団内の贈与や再分配は譲渡とは見なさない。譲渡とは、あくまで自立した行為者間での合意に基づく資源の移動を意味する。

てコード化されていることであり、われわれの見立てでは、すでに「所有状態」についての社会的認知が、明文化されているかどうかは別として、事実上成立していることを意味する。とすれば、コミュニケーション・メディアが成立した後、所有が生じるというのは順序が逆ではないだろうか。また、その他のルーマンの著作を見ても明らかだが、彼は「持てる者／持たざる者」という状態が「所有／非所有」に転化するためには、何らかのメディア、すなわち経済学の言葉では価値尺度、が不可欠と考えているが、これはルーマンが、近代経済学とは違って稀少性を人とモノとの間の関係ではなく、人と人との間の関係ととらえているからである。だが、こうした想定の後には、一定の社会制度がすでに措定されている。これでは、社会の最基底にある所有制度の起源は問えないのではないだろうか。

また、河上編（1991）所収の論文の中では、起源に関する諸説にたいする論評が主たる内容であって、起源についてのルーマン自身の積極的見解はほとんど述べられていない。「おおよそ所有権というものが存在しなければ、経済は社会の機能システムとはなり得ないのである。・・・所持と非所持とが区別できない場合には、どのような経済も成り立たない<sup>6</sup>」と述べているところがルーマンの見解と思われるが、こう述べているからといって、所有が交換に先立つと主張していることを必ずしも意味しない。彼の主旨は、コミュニケーション・メディアとしての貨幣が登場し、稀少財の所有／非所有というコード化が可能になって、はじめてシステムとしての経済が分化するということにある。このような主張の後には交換行為が経済活動の本質だという見方が潜んでいるが、財の占有状態の変更を交換という譲渡形式で実行するためには、財の所有が前提となることは自明である。だとすれば、コミュニケーション・メディアの登場から始める前に、そもそもなぜ「所有」という観念が始原的社会状況の中から分出したのか、という点を論じるべきではないだろうか。

Luhmann（1993）においては、占有と所有の区別を論じて次のように述べている。「生活上重要なあらゆる資産（女性と子供、奴隷と家畜、家と土地）が《家産〈family〉》という概念のもとでとりまとめられている限りは、所有という特別な概念は必要とされなかった。そして長い間にわたって、所有を占有として把握するだけで十分だったのである。すなわち所有とは、自分のものを支配しているということであり、したがって必要なのは、介入から守ることである。・・・所有と占有が決定的に区別されるようになったのは、かなり後のことだった<sup>7</sup>。」ここでルーマンは所有と占有を明別しているが、占有状態から所有状態に移行するプロセスについては何も語っていない。

本稿での問題意識は、彼の言う「長い間」に何が起こったのかを推測することであ

6 河上（1991），p.354.

7 Luhmann（1993），訳 pp.288-289.

る。すなわち、経済がシステムとして機能分化する以前の状態の中から、ましてや貨幣が登場する以前の状態の中から、どのような必然性において占有状態の固定化を所有制度として社会規範化するに至ったのかという点から議論を始めることにある。それには、ルーマンが強調する「個々の人間の〈動機を伴う〉行動から把握されるべきではない<sup>8</sup>」という方法論的立場は、少なくとも社会分化が生じる段階までは留保せざるを得ない。そのような留保を付けた上で、以下では、彼の社会システム論で提唱された諸概念に依りながら、拙稿(2014)で展開した議論を記述しなおすことを試みる。いうまでもないが、以下で展開する議論は、ルーマンの所有権論についての解釈や祖述を意図したものではない。

現象空間では政治的次元、経済的次元、法的次元、文化的次元などが統一されて観察の対象となる。しかしそうした統一体も分化という視点から整理することができる。周知のように、ルーマンは、環節的分化・成層的分化・機能的分化を提唱した。その上で、現代社会を機能分化した社会と捉え、機能空間に視座を移して社会分析を行っている。しかし本稿で取り上げる私的所有権のごとき社会の基底にある制度の起源に関する問題は、当然のことながら機能分化する以前の社会から派生したものと考えざるを得ないし、またそれは歴史的事実でもあろう。それゆえ、いきなり機能分化した経済システムのなかにその起源を求めることはできない。環節分化状態にある相互作用システムとしての始原状態の中に、やがては成層分化するであろう組織システム、つまり地縁血縁を超えた共同体が分出し、それが大規模社会に移行するにしたがって機能分化することで、自律的な閉じた経済システムが形成されていく過程として、社会進化を捉えるのが自然であろう。本稿はそのようなアプローチから私的所有制度が成立する理路を推測する。

私的所有制度の根源を、個人の人格的尊厳や自由を求める古典的議論は、こうしたアプローチにとっては意味をなさない。この点はルーマンがつとに強調した点である。そこにはすでに人格を尊重しようとする社会的合意が暗に想定されているからであり、このようなア・プリオリな前提に依拠した立論をしないことこそルーマンの根本姿勢であった。根拠なき世界に根拠が自生する理路を最小限の否定しがたい前提から推論することをルーマンは目指したが、本稿でもその姿勢は踏襲したい。

しかし、まったく何の前提もなく理論を構築することは分野を問わず不可能である。ましてや、この人間が構成する社会について、その単なる記述を超え背後にある機序を剔抉するには、何らかのア・プリオリな前提、すなわち対象を捉える視座、から始めることは避けて通れない。たとえ推論が一巡した後で、そもそもの前提を再帰的に見直すことになろうとも、そうしたものなしに議論は始まらない。ルーマンはそれを社会の自

8 河上(1991), p.357.〈 〉内は引用者による補足。

己言及と環境／システムという差異に求めた。まずは観察の対象を差異化することからスタートすることを彼は宣言する。自律的に存在する環境とシステムの差異を与件として受動的に観察するのではなく、1次観察者としてそのように区別するという、2次観察者としての視座選択から始まるのである。その区別の基準は、システム内においては不確実性が縮減されているという差異である。これは選択の問題であって、何らかの視点を選ばない限り観察が可能にならないという事情がある限りやむをえない。

この視座選択の段階で、本稿はルーマンとはやや異なる立場に立つ。観察者としては環境／システムの区別をスタートラインにすることはできても、実際の諸個人は不確実性を縮減することを目指して行為しているわけではない。結果的にそうした行為によって環境／システムの区別を用いることが一定の妥当性を有する状況が生成したとしても、それ自体は行為者の目的ではない。

周知のように、ルーマンは行為の主体という概念を棄却することで、徹頭徹尾システムの作動として社会を論じようとしているが、そのアプローチはあえてここでは採用しない。なぜならそれ以前に、ルーマン自身も積極的に受け入れている進化論的立場に立てば、必然的に選択・淘汰の対象となる単位についての振る舞いや特性に関する記述を避けて通ることができないように思われるからである。すなわち、結果的に、1次観察者のみならず行為者にとっても複雑性が縮減され、それによって選択・淘汰の進化論的プロセスを生き延びるような状況を考えざるをえない。筆者の考えでは、群選択理論でかつ選択・淘汰の対象を統一的な人格をもつ有機体としての人間ではなく、その人間によって選択・淘汰される行為のルールという見地に立てば、ルーマンの立場との懸隔に架橋することは十分可能だと考える。また、ルールの進化にとって個体としての人間は環境なのであるが、これは社会システムにとって心的システムが環境であることと相同ではないだろうか。

少なくとも進化論的な枠組みの中で議論するなら、淘汰を生き延びる最小限の特性を有した複数の行為者が一定の空間の中で繰り返し遭遇することから環境と社会システムとの分化が発生し、それが1次観察者にとって不確実性の縮減された状態として差異化されるとする筋書きを構想しなければならないのではないだろうか。この立場は選択の問題であり、たとえ推論を再帰的に循環させて、その前提を自己言及的に反省するアプローチに従ったとしても、そこからは引き出しえない論点だと考える。それゆえ、本稿では、進化論的な視点をもっとも基底に置いて立論する。すなわち行為者が保有する行為ルールは、彼が所有するに値すると判断する最低限の基準を満たしたものに限られるという前提である。もちろん、人間が置かれている環境は、早晚、自然環境にとどまら

9 Luhmann (1988) において意思決定を論じた第8章には、次のような主張が見られる。「それ〈予想に基づく合理的意思決定〉よりはるかに根底的な意味で問題なのは、意思決定圧力のもとでの生き残」

ず、そうした行為自体が生み出す社会環境の中にもさらされていくことになる。そして個々の行為が社会環境を形成し、その環境が個々の行為ルールを選択・淘汰していくという循環論的構図こそ、社会を論じる基本だと考える。以下では、かかる前提からスタートし、結果的に、社会は自己言及的にならざるを得ないという構図で議論を展開する。

ともあれ、コミュニケーションが行為者かという違いは、高度に機能分化した社会システムではなく始原的な状態にある人間集団の中から、いかにして制度あるいはシステムが分出するかという起源問題を論じるにあたっては、それほど大きい懸隔であるとは思われない。というのは現象面では、コミュニケーションは行為者の行為によって担われるほかないからであり、これに関してはルーマンも認めているからである。なんらかの人間の価値や与件としての選好を担った行為者を想定すればルーマンが批判する方法論的個人主義になるし、またすでに社会化された、言い換えれば間主観的規範体系のようなものを組み込まれた行為者を前提にすれば、やはり彼が否定した構造論的アプローチになってしまう。しかし、行為者のア・プリオリな属性として、選択・淘汰のプロセスを規律するための最小限の基準さえ否定してしまうと、そもそも行為者はなぜコミュニケーションを生み出すような内部状態を作り出すのかという問題を放置したままスタートすることになってしまうのではないだろうか。とはいえ、出発点こそ違えども、以下の議論のかなりの部分はルーマンの社会システム論の概念に依拠している<sup>11</sup>。

### Ⅲ 私的所有制度の創発

#### (1) 相互作用システム

議論の出発点として始原状態を以下のように仮構しよう。人間は、個体としてあるいは少数の血縁者からなる集団として生存しているものとする<sup>12</sup>。それらをまとめて「行為

10 裏、いいかえると後の状況からみて行動が適切な意思決定であったと明示しうる可能性、ないし後続の意思決定の必要を考慮したとき都合のよい意思決定の選抜、である。」(訳 p.303, 〈 〉内は引用者) これは意思決定のテレオノミックな合理性に言及したものであり、そこでの意思決定を一定のルールに従う選択行為と読み替えるなら、本稿の立場と基本的に異なるところはない。

11 実際、ルーマンは彼が社会システムの単位とみなすコミュニケーションと行為者の関係について次のように述べている。「社会的なものを特別のリアリティとして構成している基礎的過程は、コミュニケーション過程にはかならない。しかしながら、このコミュニケーション過程は、その過程自体を進展させるためには、諸行為へと縮減され、諸行為に分解されなければならない。そんなわけで、人間の有機体的-心理的-体質に基づいて行為が生み出されており、しかも社会的なものとのかわりなしにそれだけで行為が成り立つことのできるという見解で考えられているような、そうした行為から社会システムが作り上げられているのではない。社会システムは諸行為に分解されるのだが、そうした行為への縮減によって、社会システムは、コミュニケーションの次の過程への接続基盤を獲得しているのである。」(Luhmann (1984), 訳 p.217) したがって、行動の動機とか心理といったものに還元して説明を試みるのでないかぎり、行為者に焦点をあてて議論すること自体は問題とはならない。

12 とりわけルーマンの主著とされている Luhmann (1984) に依拠している。

13 ルーマンの用語で言えば環節的分化の状態である。

者」と呼ぶことにする。各行為者は、一定の空間にランダムに分布しており、偶発的・物理的に遭遇する以外は、接触をしないものとする。行為者の情報処理能力は、個体によって程度の差はみられるものの、一様に不完全なものとする。ここで「不完全」とは、ある行為を選択した時、その帰結を行為者自身が完全に予想できないことである。行為の帰結は、行為者の個体（または集団）としての生存に一定の影響を及ぼすものとする。

ここで行為者がおかれている物理的時空は定常的であるとする。また各行為者の情報処理能力の分布は短期的には安定しているが、行為の帰結に関する反復的経験からの学習によって漸進的に改善される可能性は排除しない。それゆえ、行為者が生存する「始原社会」—原子的行為者の集団であって成層的分化も機能的分化もみられない環節分化的社会—は、行為者により、ランダムに遭遇する他の行為者の行為特性に安定した確率分布を予期できる時空として経験されると想定する。つまり始原社会は、未分化ではあるが学習可能な一定の構造的安定性を有しているものとする。

サイモンやハイエク、あるいはハイナーが指摘したように、こうした確率的に構造安定な不確実性を有する時空においては、情報処理能力の不完全な行為者にとっては、環境の構造に適応した一定のルールにしたがって行為することが、逐次最適解を求めるより生存に有利に働く<sup>13</sup>。また当然のことながら生存には一定の資源が必要だが、ここで問題にする私的所有という観点からは、稀少資源だけを問題とする。なぜなら、稀少でない資源については、象徴的意味合いを捨象すれば、所有という概念がそもそも意味を持たないからである。

始原状態において行為者は、稀少資源を占有することはできるが、所有権が確立されていないので、所有はできない。ここで「占有」は人と物との関係であるが、「所有」は、当該資源の「譲渡」という行為が意味をもつ状態、すなわち人と人との関係である。行為者は、生存に必要な資源を手に入れる方法は、大別して二つしかない。一つは他者が占有している資源の略奪の成果として、もう一つは自らの労働による成果として、である<sup>14</sup>。他者からの贈与といった行為が可能になる社会が分出している以前の状況を想定しているので、この二つの占有方法に限定することには無理はないであろう<sup>15</sup>。ここで「労働」とはいうまでもなく賃労働ではなく、自らの能動的な身体運動によって資源を占有する行為のことであり、たとえば自然に生育している果実の採取、野生動物の狩

13 不完全な情報処理能力しかもたない行為者が逐次最適化を常に図ろうとすることは、自らの行為の履歴からの学習を放棄していることに等しい。

14 本稿ではロックとは違って、自然権を前提としない。したがって、労働が所有を正当化するというア・プリオリは採用しない。

15 ここでは家族などの血縁集団はひとまとめにして行為者としているので、その中での資源移動は議論の対象外である。

獵,あるいは農耕などを意味するものとする。

行為者には、生得的な身体的能力を他の行為者の資源の略奪に用いる傾向のある個体と、その能力を労働に用いる傾向のある個体が一定の確率分布で存在しているものとする。こうした行為者の集団の中でランダム・マッチングが行われる状況は、ルーマンのいう「相互作用システム」に似た様相を示している<sup>16</sup>。相互作用システムとして同定されるための条件は、行為者がその場に居合わせているかどうかである。つまり、その場に居合わせているということが、相互作用システムの境界形成原理となっている<sup>17</sup>。こうした状況下では、系統発生の過程で獲得された認知能力や個体発生の過程で学習された知識などからなる固有の情報処理能力、が行為者にとって重要となる。なぜなら、他の行為者に遭遇したとき、相手がどのような行為者（略奪タイプかどうか）を見定めることが、死活的重要性をもつからである。

その場に居合わせて、かつ互いに相手を知覚するということは、「ある種の社会的現象になるのであり、すなわち、ダブル・コンティンジェンシーがはっきりと現われる<sup>18</sup>」状況に置かれることである。ここで「ダブル・コンティンジェンシー」とは、互いの行為の適切な選択がそれぞれ相手の行為選択に依存している状況である。こうした状況においては、行為者は「コミュニケーションしないではできない、もしコミュニケーションを避けようとするなら、そこに居合わせないことを選択しなければならない<sup>19</sup>。」こうした対称的状況を非対称化する必要からコミュニケーションが始動する<sup>20</sup>。

相互作用システムとしてのもう一つの条件は、その遭遇が単発的なものであって、さらなる行為に接続されないということである。あるコミュニケーション（ここでは対他的行為をコミュニケーションと読み替える）が一定の帰結を生み、その帰結が他のコミュニケーションに次々に接続されるような状態であるばあい、それはすでに始原状態を脱した社会システムとして成立していることになるが、ここではそれ以前の状況を考えている<sup>21</sup>。単発的な遭遇エピソードが時間を通じて無作為に蓄積されていく状況である。

16 ルーマンはここで想定しているような状況を次のように記述している。「原始的な社会のばあいには、社会は、相互作用を基軸として形成されている。原始的な社会のもつ抽象化のはたらきはわずかなものにとどまっておき、この社会の境界は、相互作用の関与者たちの知覚空間と活動空間によって判明しないのであれば、判然としないままになっている。諸サブシステムは、環節的にしか形成されえないし、相互作用が集中している形態（家族、住居共同体、集落）でしか形成されえない。」(Luhmann (1984), 訳 pp.773-774)

17 Luhmann (1984), 訳 p.755.

18 Luhmann (1984), 訳 p.751.

19 Luhmann (1984), 訳 p.753.

20 そもそも「ダブル・コンティンジェンシー」が問題として行為者にとって意識されているという想定に立つことの背景には、行為者にとって自己利益への配慮が第一関心事になっていることを含意するが、ルーマンはこのことを看過しているように思われる。

21 ルーマンは「社会は、相互作用なしにはありえないし、相互作用は、社会なしにはありえない。・・・(しかし)相互作用は、社会の成立に先立って必要とされる、社会の成立にとっての必要条件である」(Luhmann (1984), 訳 pp.759-760, 〈 〉内は引用者)と述べている。つまり相互作用は社会の成立 /

二人の行為者が遭遇している状況における行為の選択をここで一般的な形で定式化しておこう。それぞれの行為者は一定の資源を占有しているが、その資源は生産的労働に使うか、あるいは略奪者の接近を監視したり、あるいは略奪行為に対して対抗するために用いることができると考える。もちろん他者の占有物を略奪することに用いることもできる。自らの労働可能な時間がそのような資源の恰好の例である。ここで行為者は、遭遇した相手が略奪タイプ（労働よりも略奪によって財を得ようとするタイプ）か共存タイプ（財の占有において略奪より労働を選ぶタイプ）かを見極めることが必要となる。もし相手が略奪タイプであれば、相手の行動を監視し、かつ略奪行為に移行した時には撃退しなければならない。もし共存タイプであれば、監視や略奪に向けるべき資源を生産的労働に充てることで、そうでないばあいよりより多くの財を生産できるものとする。ここで定式化の対象としている行為者は、共存タイプだと仮定する<sup>22</sup>。したがって、もし相手が共存タイプだと確信できれば、彼は労働に専念することを選択する。だが、そのような選択が正しいかどうかは相手がどのタイプであるかに依存しており、また相手も共存タイプであれば、対称的な状況に置かれている。これはダブル・コンティンジェンシーの状況に他ならない。問題は、そのような対称的な状態がいかんして非対称的な状態に推移するかということである。

ここで重要になるのが、過去の遭遇経験の蓄積から形成された情報処理能力である。ルーマンは、このことを次のように表現している。「この観察可能なコミュニケーションは行為として帰属されるのだが、そうしたコミュニケーションと比較してみると、再帰的な知覚は、それに特有の利点を有している。相互作用は、この利点をいわば「資本化」しており、こうした利点を社会は利用することを可能にしている。」<sup>23</sup>つまり資本化された知識ストックによる行為選択がなされるのである。<sup>24</sup>いうまでもなくこの選択は、各個の生得的な情報処理能力の違いに加え、各個の過去の遭遇経験の質的・量的差異によってそれぞれに規定されている。

こうした状況で、情報処理能力の不足を補う行為のルールとはどのようなものだろうか。おそらく、遭遇した相手が完全に同定できる場合は別として、資本化された知識に

、の要件である。

22 略奪タイプも略奪する／しないという選択を状況に応じて行っているものと考えべきだが、議論を錯綜させないために共存タイプを主題化して議論している。

23 Luhmann (1984), 訳 p.751.

24 ルーマンはまた次のようにも述べ、再帰的な知覚の重要性を指摘している。相互作用システムのなかでは「そこに居合わせている人びとの間での相互作用においては再帰的な知覚をとおしてコミュニケーションが強いられているのだが、そうした再帰的な知覚によって同時に、一種の「内部環境」に接近することが可能とされている。コミュニケーションの営みは、この「内部環境」をとおして可能にされ、維持されており、その必要が生じればこの「内部環境」をとおして修正されるのである。そのばあい、知覚とコミュニケーションは、それぞれに固有の遂行能力の限界内で、互いに負担軽減しあうことができる。このようにして、相互作用システムの内部では、コミュニケーションの強化が可能である。」(Luhmann (1984), 訳 p.755)

相手の表情・身振り・所持品などの知覚情報を照らし合わせて、いずれのタイプであるかを見極め、その見極めにしたがって資源を監視・防衛に投入するか、生産的労働に投入するかを選択するルールであろう。あるいは、どのような遭遇相手に対しても常に警戒し、監視・防衛するという固定的な反応を選択するかである。つまり行為選択をはなから諦めるケースである。<sup>25</sup>

この選択は、情報処理能力だけでは決まらない。監視・防衛にどの程度のコストがかかるか、そしてその選択によってどの程度の資源を保全できるか、そして遭遇相手のタイプの確率分布に依存する。<sup>26</sup>もし監視・防衛によって保全できる資源の量が少ないなら、稀少な資源をそうした活動で消失しないために、自らの情報処理能力によって共存タイプだと判断される遭遇相手にたいしては、監視・防衛をおこなわない方が有利である。逆に、監視・防衛によって保全できる資源の量が一定程度以上に多い場合は、いちいち遭遇相手をいずれのタイプか判断するより、その資源を用いて武装するとともに、他者の資源を略奪したほうが合理的であろう。また情報処理能力が相対的に低く、判断を誤る確率が一定以上にある場合も、いちいち遭遇相手のタイプを見極めるという行為ルールは持たずに、常に監視・防衛態勢を維持した方が合理的である。こうした情報処理能力の低い行為者にとっては、外界は危険をはらんでいるが、自ら選択行為をしないために、選択にとまなうリスクからは解放されている。<sup>27</sup>

もちろんここでいう行為ルールは諸個人それぞれに分有されているものであり、社会的に共有されたルールではない。<sup>28</sup>さらにこうしたルールが有効になるためには、共存タイプの存在する確率が一定程度以上に高くなければならない。そうでなければ、どの行

25 どのような遭遇相手に対しても警戒しないというルールは選択の対象とならない。なぜなら、一定の略奪者がいる限り、そうしたルールを採用することは行為者の利得の事後的期待値をマイナスにしてしまうので学習によって選択されなくなるからである。

26 この厳密な定式については、拙稿（2014）を参照されたい。

27 「危険」と「リスク」の違いについては、Baraldi, Corsi and Esposito (1997), 訳 pp.303-306 を参照されたい。

28 ルーマンはここで想定しているような状況を次のように述べている。「古代社会の事態をみても、そこでは、社会のリアリティが相互作用によって全面的に方向づけられていると想定されなければならないだろう。つまり、そうした社会のリアリティは、その形式が確立しないままに相互作用に影響を与えており、相互作用の遂行とともにたえず変更されている。意味次元はまだ（時間次元、事象次元、社会的次元へと）ほとんど分化しておらず、それゆえ十分に利用されているとは言えない。そのさい、人びとは、最小限の、つまり自分自身の生体との関係に限定されたオートポイエシス的な自己意識を有していたにすぎない。人びとは、当然のことながら、自分自身の空腹が、相手の人びとの空腹とは異なるということは知っている。しかし、そうした人びとは、自分自身を、他者によって知られている自分というものから区別していたわけではない。いっさいの社会的形式は、その場その場で見いだされ、具体的な特定の場にしばられたままであり、そうした社会的形式がじっさいに作動するには、具体的な特定の場にそれが見いだされなければならない。それぞれの関与者がもっともだと思う（かつ、相手ももっともだと思うだろうと見積もられる）条件づけ、たとえば、互恵性という条件づけは、たしかに存在している。というのも、そうした条件づけがなければいかなる社会システムもありえないだろうからである。しかし、そうした条件づけは、そのつどの現下の社会状況を越えて広く通用するものではなく、規則としては認知されないものである。」(Luhmann (1984), 訳 pp.760-761)

為者も当該ルール<sup>29</sup>の保持から得られる利得の事後的期待値が、常に監視・防衛を怠らないでいるときの期待値を下回ってしまうからである。こうした状況の中で、諸行為者の構造学習のプロセスが一定の定常性を示すような段階にいたれば、それを「相互作用システム」としての分出とみなすことができるだろう。

ダブル・コンティンジェンシーの問題が重要になるのは、遭遇相手をいちいち略奪タイプかそうでないタイプかを見極めて行為を選択するというルールをもっている行為者どうしが遭遇した場合においてである。というのも、行為の合理性という観点からは、それ以外のタイプの行為者は、行為選択の余地をもっていないからである。そこでこのダブル・コンティンジェンシーの問題はいかにして非対称化されるのであろうか。それは行為者が行為の選択から逃れられないという状況による。確実な選択が望むべくもない状況では、たまたま遭遇した相手が発信する情報という偶然<sup>コンティンジェンシー</sup>を手がかりとして非対称化するしかない。遭遇相手とのなんらかのコミュニケーションによる合意に基づく行為選択ではないのである。そうした偶然的遭遇者と合意が可能になる社会以前の状況をここでは想定しているからである。あるいは、当然のことだが、間主観的に共有された倫理コードのようなものに基づく選択でもない。それらは相互作用システム以外の社会システムに分化してからの話である。

そうした状況では、行為選択は正しいかもしれないし、正しくないかもしれない。しかしともかくも何らかの行為選択をしなければならない。そしてその帰結は、致命的な失敗の場合を別とすれば、学習され資本化された知識となって次の遭遇機会における行為選択に利用される。こうした学習の蓄積は社会が進化する最大の要因であるが、それはきわめて時間のかかる過程であろう。それゆえ「相互作用がおおいに時間に依存しているということにより、相互作用には、分化の諸形式を選ぶ自由がほとんど与えられていない。相互作用は、同時にオペレーションするいくつかのサブ・システムを形成するという能力を、ほとんど有していないのである。」<sup>29</sup>

こうしてこの社会は、「その関与者以外の者に対していかなる影響を及ぼすのかに関しては、積極的にほとんど無関心であることのできる」<sup>30</sup>相互作用形式でのコミュニケーションが単発的に生じる状態として、一定期間、持続する。

## (2) 組織システム

このような状況の中で、共存タイプでかつ他者に遭遇するたびごとに判断する行為者の数は相対的に増加することが予想される。というのは、常に監視・防衛を選択している情報処理能力の低い行為者であっても、経験からの学習が進むとともに、より高い確

29 Luhmann (1984), 訳 p.758.

30 Luhmann (1984), 訳 p.769.

率で相手のタイプを見極めることができるようになるからである。また、当該ルールを保持している行為者は、判断がより確実になり、事後的な利得の期待値を高めていくことが予想される。こうして、コミュニケーションはまだ接続されないものの、遭遇エピソードが濃縮されることで、遭遇相手が行為者の中で記号化される。すなわち匿名性が徐々に失われていくのである。こうして、ダブル・コンティンジェンシー問題が行為を選択するうえでの障害とならない範囲が拡大していくことで、社会は次の段階へとテイク・オフする準備を整え、それとともに家族や血縁小集団といった環節的分化からなる社会の中に、ノージックが「相互保護協会」と呼んだものに類比しうる「組織」が成立する契機がはぐくまれる。

もはや互いに匿名ではない共存タイプが一定以上の数になると、彼らの中でコミュニケーションが接続される可能性は高まる。ダブル・コンティンジェンシーは、互いに利益を与え合う「顔見知りの仲間集団」として組織化されるのである。ここで「組織」とは、「人びとが一緒に居合わせることを必ずしも前提としていないし、人びとが居合わせている間だけ存続する社会システムではない。組織システムは居合わせる／居合わせないという区別ではなくて、構成員である／構成員でないという区別をシステム形成の前提として使う。・・・組織システムは、構成員以外のすべての人々をそのシステムから排除できるということ、そしてたとえその場に居合わせあっている人であろうとも、他の人々（非構成員）と構成員を区別できる<sup>31</sup>」社会システムである。こうしたシステムを分出することで、「生起する確率の低い事柄（共存タイプに出会う確率）をじっさいに生起する見込みの高いものにして<sup>32</sup>」のである。

仲間（構成員）に対しては、略奪しないことはもちろんであるが、監視・防衛という選択をしないことをルールとすることで、この組織の構成員はそうした活動に向ける資源を節約することができる。そうした効果は、一定の空間に仲間として寄り集まることでさらに強化されるであろう。原子状の始原社会は、このような過程を経て、「危険な場所／安全な場所」という差異によって境界づけられることになる。そうであれば、各構成員は、それぞれ資源を供出して監視・防衛活動を組織として一元化することで各人が最大限の資源を生産的活動に充てることができるようになり、経済的によりすぐれたパフォーマンスを実現することができる。そしてより多くの財の生産は、より強固で効果的な組織防衛を可能とするであろうから、個々が経済活動に投じる資源をさらに増やす効果をもっている。つまりこうした集団は、再帰的強化による「規模の経済性」を有しているのである。

ところでシステムとしての組織の際立った特徴は、外部とコミュニケーションができ

31 長岡 (2006), pp.440-441.

32 Luhmann (1984), 訳 p.791.

ることである。<sup>33</sup>この場合の外部とは、共存タイプでありながら、情報処理能力の低さゆえ、たえず監視・防衛をするタイプの行為者と、略奪タイプの行為者からなる。前者にとっては、組織に加わることは自らの情報処理能力の低さを補う効果をもっている。それゆえ、構成員になるためのコスト（たとえば共同の監視・防衛のための費用や労働の負担、その他、最小限の約束事）が、そうでないときよりも低い場合、組織に入会しないという選択をする余地はなくなる。<sup>34</sup>略奪タイプであっても、しょせんは個人の偶発的な物理的行使力の差異によるものであり、組織の作為的に強化された監視・防衛能力を上回することは難しいであろう。略奪タイプも組織を創れば対抗できるが、他者を略奪する行為を第一の選択肢としてもつ者の間に共存共栄の構図が自生的に築かれることはきわめて見込みが低い。

こうして匿名性がなく、信頼性（ルールを守る存在という信任）を前提としたいわば共同キウイタス体としての組織が確固とした地位を築き、その組織内では、より多くの資源を生産的労働に投下することで、経済的にも繁栄し扶養できる個体の数を増加させていくことができる。このような段階の経済をあえて特徴づけるなら、「生存維持経済<sup>35</sup>」と呼ばれる状況に相当する。

### （3）社会システム

こうして組織規模が時間とともに拡大し、すべての個人が構成員になるか、あるいは非構成員との接触がほとんど問題にならないような状態に達したとき、組織は外部者から構成員の所有物件を守るという本来の機能を二次的なものにし、主として、構成員の規律の維持に努めることで、秩序を保全しようとする。この段階では、外部者とのコミュニケーションは、例外的なもの、外部的脅威という点ではほとんど意味のないものとなり、社会システムとして閉じることになるが、当初は、秩序の維持のための権力行使や経済活動が未分化の統治システムという形態をとるものと思われる。

さて、こうした組織に加盟することで、暴力的に財の占有状態を変更される機会は顕著に低下するので、より多い労働成果を求めて生産活動により多くの資源を投下するモチベーションは高まる。このようにして組織内での労働生産性が高まることで、構成員の中には自らの消費を上回る財を生産する者が出現することは十分考えられる。そして

33 「組織は、構成員資格を持ち、構成員資格に一定の諸条件を結びつけ、参加と離脱をこの条件に依存させているシステムである。従って、構成員であるか否かということが、組織システムの基本的な境界条件となる。もちろん組織システムでも相互行為が行われるが、組織システムでは居合わせていない組織メンバーの間で多くのコミュニケーションが行われる。」（長岡（2006），p.30）

34 「ひとがこうした組織の構成員になるのは意思決定によってであり、また意思決定によって組織を脱退することができる。しかし、組織への加入決定には組織の側の意思決定が対応しなければならないし、構成員資格を維持するためには構成員資格に結びつけられている諸規則に従わなければならない。」（長岡（2006），p.441）

35 Luhmann（1988），訳 p.90.

余剰生産物を交換するための場所、すなわち市が、域内のそこかしこに出現し、財の占有状態の変更<sup>36</sup>に自発的「交換」という様式が加わることになる。ハイエクは、こうした市場秩序をもともと「コミュニティーに入れる」とか「敵から味方<sup>36</sup>に変わる」という意味をもつギリシャ語動詞 *katallatien* を語源にもつ *catallaxy* という言葉で表現したが、それには上のような意味が含まれているのではなからうか。

周知のように、市場交換の進展は、アダム・スミスがつとに強調したように、労働の分業を生み出し、さらに生産性を上げていく条件を整える。生産性の拡大はさらに市場の拡大をもたらし、市場の拡大がさらに生産性を高めるというプロセスがテイク・オフする。こうして自己強化的に組織は発展していくが、その過程で、社会に富が蓄積されていくとともに、組織内に経済的格差を生み出し、さらには労働をせずに財を獲得できる階層を生み出すことは十分考えられる。つまり組織が環節分化状態から成層分化状態へと進化する可能性をはぐくむのである。

また活発な交換は同時に活発なコミュニケーションの接続でもあり、ここにおいて、次々にコミュニケーションが自己組織的に接続されていくオートポイエティックな社会、すなわち社会システムとしての全体社会<sup>ゲゼルシャフト</sup>へと進化するのである。この社会システムにとっての環境は、自然環境に加え、ルーマンが言う心的システムである。心的システムが社会システムに構造的にカップリングされ、互いに他を外部観察しながら、内部作動を行い、ゼマンティック<sup>37</sup>を蓄積していくのである。この段階での社会システムにおいては、まだ経済システムや法システムといった機能分化は見られないだろう。行為者たちは、過去の経験によりながらも、その場その場でアドホックにルールを積み上げていく過程と考えられる。つまり具体的行為がルールの生成・改訂に直接的に結びつくような状態である。

仮にこうした世界に交換手段として特定の物的媒体、すなわち貨幣、が導入されたとしたら、物々交換にとまなう「欲望の二重の一致問題（一種のダブル・コンティンジェンシー問題）」が解消され、支払い／非支払いというバイナリ・コードにしたがって市場交換に基づく経済システムが機能分出することになる。<sup>38</sup>貨幣の導入こそは、経済活動がシステムとして自律する分岐点である。なぜなら贈与や物々交換の場合は一つ一つの財の譲渡が完結しているが、貨幣を媒介とした交換は、貨幣で支払いを受けた者のさら

36 Hayek (1976), 訳 pp.151-152.

37 「ゼマンティック」とは「コミュニケーションのために利用できる濃縮された再使用可能な意味内容を含む」(Baraldi, Corsi, and Esposito (1997), 訳 p.215) ところの維持する価値を有した意味前提や主題の備蓄のこと。

38 「経済をそのものとしてシステム化することが可能になったのは、経済的に特定化されたコミュニケーションの媒体、つまり貨幣の発見や普及によってであった。経済は、貨幣というコミュニケーションの媒体を「神の技術的な代替物」として自己のシステム原理とすることにより、相対的に自律的なものとなるのである。」(Luhmann (1965), 訳 p.183.)

なる支払い／非支払いの選択を促すからである。このような貨幣メディアによる経済的コミュニケーションの選択的接続によって、経済活動は自律的な循環システムに変貌する。<sup>39</sup>「単位行為」としての貨幣的「支払い」によってコミュニケーションが別のコミュニケーションへと次々に選択的に自動接続されるという状況は、オートポイエティックな経済システムの作動原理である。<sup>40</sup>こうして経済の機能システムとしての分化が進むのである。

#### （4）経済システムと法システムの機能分化

こうした社会の巨大化は、その共同体としての性格を徐々に失わせていく傾向を内包している。その理由としては、第一に、共同体の前提条件である「互いに顔見知りである」という状況が失われていくことがあげられる。これは相互の人格に対する信頼や共感を減じる効果をもっている。次に、共存共栄を目指して組織の設立に立ち会った者の数に対して、組織への参加を自らの利害計算によって選択する者の数が時間とともに増えていくことがあげられる。こうした個人の中には、略奪タイプからの転向組が含まれていてもおかしくない。彼らとて、略奪より組織加入の利得が大きければ、あえて略奪するインセンティブはもたないからである。さらに、貨幣価値によって稀少性や富の大きさを表現することが常態となると、人びとは徐々に伝統的な社会的紐帯や価値規範から解放されるとともに、功利的存在へと変貌し、機能分化した経済システムにふさわしい行為者として馴致されていく。

ところで、組織に加盟するということは、自力での防衛力を保有しないということでもある。これによってより多くの資源を生産的活動に充て、より多くの財を手にすることができるのであるが、そのことは同時に、略奪に対してより脆弱になることでもある。外部者からの略奪ではなく内部者による略奪の可能性が高まるのである。利害計算だけで会員になった者の中には、機会に乗じて会費納入を回避したり、また共感や信頼関係をもたない者の所有物を略奪しよう試みる者が含まれている確率が一定程度生じるようになるのである。そこで、こうした機会主義的行動の防止が社会の主要な課題として浮上する。

以上のような段階を経て自らの占有物が実質的に私的所有という形、すなわち占有状態の変更が労働・交換・贈与・再分配に限られ、譲渡が意味を持つ社会状態が固定化さ

39 貨幣の価値保蔵機能については、それを考慮しても議論の本質は変わらない。保蔵された貨幣が、財から金融商品の取引に回るだけであり、貨幣が現金形態で大量に退蔵される事態は例外的である。こうした接続が可能となるためには、貨幣に対する信認がなければならないが、その信任は無限度に想定された貨幣の最終需要者の存在などではなく、貨幣がまさに貨幣として流通しているというこの生きられた現実に対する信認以外にはない。つまり貨幣制度に対する自己言及的信任である。

40 Luhmann (1988), 訳 p.41.

れると、占有状態のそれ以外の方法による変更に対して人びとの間に、ルール遵守の非対称性に関して不公平感が共有されるようになる。信頼を前提として私的に武装解除したにも関わらず、その信頼を逆手にとってその人の財貨を略奪することは、略奪された個人にとっても、そしてその社会にとっても、以降の存続を根底から揺るがす行為である。ハイエクにしたがえば、この不公平感こそ、正義／不正義という倫理的価値のルーツということになる。共同体のルールを遵守することが社会の構成原理であってみれば、こうした判断基準が構成員の間主観構造の中に組み込まれていくのは当然の経過であろう。

組織から全体社会に進化し、構成員の間での人間的紐帯が社会秩序を維持するための基本的なインフラとして機能しなくなるにつれ、社会は新たな秩序維持の方法を生み出す必要に迫られる。それは構成員の間での慣行的ルールの徹底であるが、それにはルールの明文化が避けて通れなくなる。財の占有状態の変更に関するルールがまず明文化されるであろう。そしてそのルールを破った時の処罰のルールが定められる<sup>41</sup>。正義／不正義という倫理的なコードは、合法／不法という強制力をもったコードに置き換えられる<sup>42</sup>。すなわち、法システムが分出するのである。占有の権原を「労働」と「譲渡」に限る諸ルール、すなわち「私的所有権」の事実上の確立である。それは「所有の安定」、 「同意による譲渡」および「約束の履行」に関する一次的ルールを基本とするものである。

こうした状況に至るまでの進化プロセスをヒュームは次のように述べている。「社会全体が協同する行為の体系全体は、全体にとっても、あらゆる個々の部分にとっても限りなく有利なのを見てとるに十分な経験を人々が積むならば、遠からずして正義と所有が発生する。社会のあらゆる成員がこの利益に気づく。全員がこの感覚（気づき）と、他の人たちも同じようにする（体系に従う）という条件で自分の行為をこの体系に合わせる決意とを、仲間たち（社会の他の成員）に表明する。この人たち（社会の成員）のうち誰でも、最初に機会のある人が正義の行いを実行するのに、これ以上何も必要ではない。この行いが他のの人たちに見本を示す。こうして正義が一種の合意ないし一致によって確立される。合意ないし一致とはすなわち、利益の感覚が、全員の共通と考えられたものであり、この感覚があるところでは、個々の行いのすべてが他の人が同様のこと

41 ハイエクは人びとの間で成立する合意あるいは社会契約の性格について「確立された実践あるいは慣習を言葉によるルールの形で明示的に言明することは、この存在についての同意をとりつけることであって、新しいルール作りを目指しているのではない」（Hayek (1973), 訳 p.102）と述べている。あるいはヒュームは次のように述べている。「この合意は約束という本性のものではない。なぜなら、・・・約束自体もやはり人間の合意から生ずるからである。この合意は、共通の利益に全員が気づくこと（感覚 sense）にすぎず、社会のすべての成員はこの感覚をたがいに表出し、この感覚に誘導されて、一定の規則に従って自分の振る舞いを規制するのである。」（Hume (1739-40), pp.314-315, 訳第3巻, p.44）

42 「正／不正の図式が用いられるならどこにおいても、法システムは機能し始める。」（Luhmann (1984), 訳 P.685）

を執行することをあてにして実行される。<sup>43</sup>」すなわち、ボートの上で二人の人間がそれぞれ片側のオールを漕ぐというヒュームのダブル・コンティンジェンシー問題に見られるように、他者も自分と同じルールに従うという信頼が、自分自身がそのルールに従う前提になっており、またそのこと自体が、他者が同じルールに従う前提になっているのである。構成員の共通利益への気づきと、勇気ある行為者の出現という偶発事が、ダブル・コンティンジェンシー問題を非対称化し、社会を進化させるのである。慣行的ルールの明文化は、このプロセスを構成員全体で確認し、権威づける儀式である。

ところで、この段階での法システムは、一次的ルールの集成であり、まだ法として完備されたものではない。ルールそのものを変更するルールが未定のため、法システムとして閉じられていないのである。他のサブ・システムからの作動にたいして開かれている状態である。法が法システムとして閉じるためには、二次的ルールの制定が不可欠である。つまり一次的ルールの承認・変更および裁判の権限を付与する二次的ルールが定立されて初めて法システムとして完備するのである。そしてその法システム自体の妥当性は、明文化しえない究極の「承認のルール」による。<sup>44</sup>こうした承認のルールはハートによれば「裁判所、公機関、私人が一定の基準を参照して法を確認するさいの、複雑ではあるが、普通は調和した習慣的活動としてのみ存在」<sup>45</sup>する。われわれの社会そのものがオートポイエティックなシステムである以上、究極においては、そうした慣習を内部観察し自己言及的に妥当性の確認を行っていくほかないのである。

こうして社会システムのなかにサブ・システムとして経済システム、法システムが分出するとともに、従来から存在していた統治権力の行使にもっぱらかかわる政治システムも同時に分出する。それらはたがいに構造的にカップリングされており、社会をシステムとして維持・再生産している。たとえば所有権法によって財の取得の合法性が常に観察されていなければ、経済活動は順調に行えないし、また経済活動の観察なくして所有権法は意味をもたない。だからといって経済活動が所有権法を自動的に書き換えるわけではないし、所有権法を制定したからといって個人財産の侵害の可能性が消失するわけでもない。その意味で法システムと経済システムは相互作用を行えず、閉じたシステムとして存立している。あるいは政治活動は、法的システムによってその合法性が観察されているが、立法行為という政治システムの作動を観察することで、法的システムは自らの作動基準を自己改訂する。しかし、合法／非合法の判定に政治が作用することは、システム境界を越えないかぎり<sup>46</sup>、ありえない。このようにそれぞれのサブ・システ

43 Hume (1739-40), 訳第3巻, p.52 (( )内は訳者による注釈。)

44 明文化されれば、そのルール表現についての妥当性を判定するさらに上位の承認のルールが必要になる。究極の承認のルールは、事実問題としてではなく、論理的に明文化しえないのである。

45 Hart (1961), 訳 p.120.

46 こうした越境の常態化は、政治システムと法システムが機能分化する以前の状態への回帰を意味する。

ムは、構造的にカップリングされた状態を保ちつつ互いに閉じた機能空間を張っており、その中で互いに他のシステムを外部観察しながら内部で作動状態を作り出しシステムとしての作動を続けているのである。

#### IV むすびにかえて：ルーマンの所有権論

本稿ではルーマンの社会理論の言葉を援用して私的所有制度の成立過程を追跡してきたが、ルーマン自身も私的所有権について論じている。だが彼の議論は、私的所有制度の成立過程ではなく、貨幣メディアの導入によって完全に機能分化した経済システムにおける所有権の本質を論じたものである。問題意識は異なるが、以下、ルーマンの主張を参考までに瞥見しておく。

ルーマンは私的所有権の本質を貨幣が導入された後の機能分化した経済状態を想定して論じている。それは、彼が、「経済的なものは欲求そのものの中に認められるわけでもなければ、また消費の心理的過程や生産の技術的側面の中に認められるわけでもない。それはむしろ、欲求充足のために必要な物の消費が、物の処分を特定の秩序に従って規律するコミュニケーションを必要とする点に認められる<sup>47</sup>」という立場に立つからである。ここでコミュニケーションの媒体が貨幣であることは言うまでもない。ルーマンは、貨幣制度がすでに存在する経済、つまり価値尺度と交換手段という二重の機能をもつ貨幣が「規範的コントロール、規律、そして諸価値の分配の基準<sup>48</sup>」となった経済を前提に論じているのである。その理由としては、一つには私的所有権の根拠づけを「個人の自由権ないしは人間の尊厳を成り立たせる条件<sup>49</sup>」とみる自由主義的立場に批判的だからであるが、それ以上に、「経済システムにおける個々人の特定化されたコミュニケーションの役割、つまり特定の予見可能なルールに従って貨幣ないし貨幣と等価の物質的価値を処分し得るといふ個々人にとっての可能性<sup>50</sup>」の確保、すなわち貨幣経済への個々人の参加という役割を担える状況を生み出すところに、所有権の根拠があると考えているからである。「経済システムは、貨幣に基づく個人のコミュニケーション・チャンスの国家からの絶対的保護を必要とする。このような保護なしには、経済システムを担う抽象化は信頼性を持ちえない<sup>51</sup>」という要請から、個人の基本権としての私的所有権の保護が制度化されているとみるのである。言い換えれば、ルーマンにとって貨幣に媒介された私的所有権とは、諸個人に選択的行為を保障しつつも諸個人を貨幣によって分化し

47 Luhman (1963), 訳 p.182.

48 Luhman (1963), 訳 p.185.

49 Luhman (1963), 訳 p.195-196.

50 Luhman (1963), 訳 p.197.

51 Luhman (1963), 訳 p.197.

た経済システム—それはまさに市場経済に他ならない—に囲い込むための不可欠の制度なのである。

潜在的に選択可能な希少財が現実に利用可能になるためには貨幣メディアによって媒介されるほかないということが、十分に機能分化した経済システムの作動要件である。そう考えると「所有権の・・・本質・・・を、このような利用選択の維持という点に、つまり貨幣価値〈の所持〉<sup>52</sup>という点に」見出すことができるのである。所有資産の価値を貨幣価値として一元的・抽象的に表現することで、もろもろの伝統的・社会的紐帯から所有資産を開放し、象徴的価値を喪失した純粋な交換価値をもつ財として流動可能な形に転化させられる。そして流動的であるがゆえに公的保護が不可欠となる。その保護の下で、人びとは市場での取引に安心して参加することが可能になるのである。それが私的所有権の本質なのだとルーマンは考えた。このようにルーマンは所有権を貨幣価値という観点から解釈するのであるが、これは貨幣メディアの導入によって機能分化した後の経済システムにおける私的所有権の本質を論じるものであって、いうまでもなく、私的所有制度の起源を論じたものではない。

ルーマンは機能分化する以前の社会における財の生産や占有状態の変更については、すなわち物件所有を前提とした時代における所有問題については、あまり関心がなかったのではないだろうか。それは「市民社会は所有権の機能を根本的に革新し・・・貨幣を経済の普遍的なコミュニケーション・シンボルへと発展させたことによって〈全体社会を〉革新した」のであり、「以来、もはや貨幣を他の諸経済財と並んで所有権から解釈するのではなく、ただ貨幣からのみ所有権を（ついでにいえば同様に労働も）解釈しうる」と考えるからである。彼の見立てでは、これこそが市民革命なのであった。こうして貨幣に裏打ちされた所有権法の確立は、たとえば契約法などと結びつくことで、交換のつど所有に関する権原の正しさをその起源を通じて証明する必要がなくなったのである。

ルーマンにとっては、十分に機能分化した経済システムにおいて、私的所有権が機能的なレベルで根拠を持つとすれば、それは市場交換に人々を囲い込む作用であり、その舞台たる市場でのコミュニケーションが貨幣によって根底から媒介されている状況こそが問題であった。<sup>53</sup>だとすれば、貨幣によって分化した経済システムを論じる以上、貨幣なしに所有や交換を議論することが不可能であることは自明の理である。いうなれば、近代への過渡期において、貨幣メディアの普及によって「所有による交換の統制」<sup>54</sup>が、「交換が所有を統制」する状況へと逆転し、その果てに生み出された、すなわち K.

52 Luhman (1963), 訳 p.198. 〈 〉内は引用者。

53 Luhmann (1974), 訳 p.81. 〈 〉内は引用者。

54 Luhman (1984), 訳 p.189. これに続く引用も同所。

ポランニーがいうところの「大転換」後の、経済・社会状況こそがルーマンの議論の対象だった。その意味でなら、私的所有権の本質を貨幣価値に見出すことは、こと現代における所有の本質を語る上では避けられないだろうし、また私的所有制度の起源を問う本稿の試み以上に現代的意味のあることかもしれない。

#### 参考文献

- Baraldi, C., G. Corsi, and E. Esposito (1997), *GLU—Glossar zu Niklas Luhmanns Theorie Sozialer Systeme*, Suhrkamp (土方透, 庄司信, 毛利康俊訳『GLU ニクラス・ルーマン社会システム理論用語集』国文社, 2013年)
- Borch, S. (2011), *Niklas Luhmann*, Routledge (庄司 信訳『ニクラス・ルーマン入門』新泉社, 2014年)
- Hart, H. L. A. (1961), *The Concept of Law*, Oxford University Press (矢崎光園監訳『法の概念』みすず書房 1976年)
- Hayek, F. A. (1937), *Economics and Knowledge*, in Hayek, 1949, pp.35–56
- (1949), *Individualism and Economic Order*, Routledge & Kegan Paul, (嘉治元郎・嘉治佐代訳『個人主義と経済秩序』ハイエク全集, 第3巻, 春秋社, 1990年)
- (1960), *The Constitution of Liberty*, University of Chicago Press (気賀健三・古賀勝次郎訳『自由の条件 I, II, III』春秋社, 1986, 1987, 1987)
- (1973), *Law, Legislation and Liberty*, vol.I; *Rules and Order*, Routledge & Kegan Paul (矢島鈞次・水吉俊彦訳『法と立法と自由 I ルールと秩序』ハイエク全集, 第8巻, 春秋社, 1987)
- (1976), *Law, Legislation and Liberty*, vol.II; *The Mirage of Social Justice*, Routledge & Kegan Paul (篠塚慎吾訳『法と立法と自由 II 社会正義の幻想』ハイエク全集, 第9巻, 春秋社, 1987)
- (1989), *The Fatal Conceit: The Errors of Socialism*, The University of Chicago Press (渡辺幹雄訳『致命的な思いあがり』春秋社, 2009)
- Hume, D. (1739–40), *A Treatise of Human Nature. Being an Attempt to introduce the experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, edited by D. and M. Norton, Oxford University Press (伊勢俊彦・石川徹・中釜浩一訳『人間本性論』第1巻～第3巻, 法政大学出版局, 1995年, 2011年, 2012年)
- 河上倫逸編 (1991), 『社会システム論と法の歴史と現在』未来社
- Locke, J. (1690), *Two Treatises of Government*, Merchant Books (加藤節訳『統治二論』, 岩波書店, 2010年)
- Luhmann, N. (1963), *Grundrecht als Institution*, Duncker & Humboldt (今井弘道・大野達司訳『制度としての基本権』木鐸社, 1989年)
- (1973), *Vertrauen, ein Mechanismus der Reduktion Sozialer Komplexität*, Ferdinand Enke (大庭健, 正村俊之訳『信頼 社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房, 1990年)
- (1974), *Rechtssystem und Rechtsdogmatik*, Kohlhammer (土方透訳『法システムと法解釈学』日本評論社, 1988年)
- (1974), *Soziologische Aufklärung*, Westdeutscher (土方 昭訳『社会システムのメタ理論』新泉社, 1984年)
- (1981), *Wie ist Soziale Ordnung Möglich?* in Niklas Luhmann, *Gesellschaftsstruktur und Semantik*, Bd.2, Suhrkamp, (佐藤勉訳『社会システム理論の視座』木鐸社, 1985年)
- (1981), *Gesellschaftsstruktur und Semantik 1*, Suhrkamp, (徳安 彰訳『社会構造とゼマンティック (1)』法政大学出版局, 2011年)
- (1984), *Soziale Systeme*, Suhrkamp, (佐藤勉監訳『社会システム論 (上) (下)』, 恒星社厚生閣, 1993年)
- (1988), *Die Wirtschaft der Gesellschaft*, Suhrkamp (春日淳一訳『社会の経済』文真堂, 1991

- 年)
- (1993), *Das Recht der Gesellschaft*, Suhrkamp (馬場靖男, 上村隆広, 江口厚仁訳『社会の法 (1), (2)』法政大学出版局, 2003年)
- (2002), *Einführung in die Systemtheorie*, Carl-Auer (土方 透監訳『システム理論入門【1】』新泉社, 2007年)
- (2005), *Einführung in die Theorie der Gesellschaft*, Carl-Auer (土方 透監訳『システム理論入門【2】』新泉社, 2009年)
- 森田雅憲 (2009), 『ハイエクの社会理論－自生的秩序論の構造－』日本経済評論社
- (2014) 「自生的秩序としての私的所有制度の成立－近代社会契約論との比較－」『同志社商学』第66巻, 第1号, pp.190-217.
- (2015) 「社会システム論からみた自生的秩序論－ハイエクとルーマンの比較にむけて－」『同志社商学』第66巻, 第5号, pp.221-245.
- 長岡克行 (2006) 『ルーマン／社会の理論の革命』勁草書房
- Nozick, R. (1974), *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books (嶋津格訳『アナーキー・国家・ユートピア』木鐸社, 2008年)
- Vanberg, V. J. (1994), *Rules and Choice in Economics*, Routledge